

「令和3年度(2021年度)統計法施行状況報告(暫定版)」  
 (別編〔基本計画 事項別推進状況〕(国民生活・社会統計部分))

参考4

通番	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和3年度(2021年度)末時点の検討状況又は進捗状況
1	第2 1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備	◎ 家計調査について、報告者や都道府県職員・統計調査員の負担軽減にも配慮しつつ、オンライン家計簿の全面導入や機能拡充等に向け、段階的かつ円滑に取り組む。	総務省	令和元年(2019年)から実施する。	・ 平成30年(2018年)1月から段階的に、スマートフォン・タブレットでの回答も可能な、レスポンス読取機能を実装したオンライン家計簿を導入し、令和元年(2019年)12月に全ての地域に導入完了。 さらに、令和4年(2022年)2月に入力支援機能等を追加した新システムへ移行完了。
2	2 (1) 基礎統計の整備・改善及び国民経済計算の精度向上・充実	◎ 家計統計について、調査結果の補正方法に係る研究を進めるとともに、調査手法の変更による影響の検証や情報提供等を充実する。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。	・ 新旧家計簿別の家計収支の状況を集計するとともに、家計簿改正による集計値への影響を推計し、平成30年(2018年)1月分結果以降、対前年同月増減率等について当該変更の影響による変動を調整した「変動調整値」を公表している。なお、影響を調整した推計値と元の集計値との差である調整額も公表している。
3	3 より正確な景気判断に資する基礎統計改善	○ 消費動向指数(CTI)について、産官学連携の研究協議会を活用するなどして、景気指標として有用なものとなるよう、引き続き開発・精度向上に取り組む。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。	・ 消費動向指数について、更なる速報性と精度向上に向けた課題を整理し、産官学連携の「消費動向指数研究協議会」(研究評議会)において検討を行った。
15	15 及び国民経済計算の加工・推計手法の改善等	◎ 毎月勤労統計について、令和4年(2022年)1月のローテーション・サンプリングへの全面移行に向け、実査機関とも十分に連携し、着実かつ円滑に取り組む。また、その間の結果公表について、移行期間である旨の説明を入れる等、利用者の混乱を招かないよう配慮するとともに、継続標本による参考指標を平成30年度(2018年度)以降も継続して公表する。	厚生労働省	令和4年(2022年)1月までに実施する。	・ 令和4年(2022年)1月よりローテーション・サンプリングへの全面移行を完了した。また、入替方法を変更したことについての説明資料をホームページに掲載するとともに、継続標本による参考指標も公表を続けている。 また、更なる精度向上に向けて、厚生労働統計の整備に関する検討会の下に令和3年(2021年)7月より「毎月勤労統計調査の改善に関するワーキンググループ」を立ち上げ、検討を行っている。
16	16	◎ 毎月勤労統計について、本調査の母集団を事業所母集団データベースの年次フレームに変更するに当たって、標本抽出方法や復元方法を検討する。	厚生労働省	平成30年度(2018年度)から実施する。	・ 平成30年(2018年)からローテーション・サンプリングを導入している。これに伴い、調査の母集団として事業所母集団データベースを用い、毎年最新の母集団を用いるとともに、抽出率逆数を用いた復元処理を行っている。 また、毎月勤労統計調査においては、全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っていたが、令和元年(2019年)6月分調査から全数調査を実施するとともに、復元に必要なデータ等が存在しないため再集計を行うことができなかった平成16年(2004年)～平成23年(2011年)の結果について「時系列比較のための推計値」を作成して公表した。
63	63 2 社会・経済情勢の変化を的確に捉える統計の整備 (1) 人口減少社会の実態をより的確に捉える統計の整備	◎ 国勢調査の調査方法について、平成27年(2015年)調査における実施状況の検証結果を踏まえ、若年者層を中心とする不在世帯等への対応やオンライン調査の更なる利用促進方策を円滑な調査の実施にも留意しつつ検討し、令和2年(2020年)調査の調査計画に反映する。また、調査票回収方法の多様化に伴い事務量が増加した地方公共団体の事務の負担軽減方策について、試験調査における検証結果も踏まえて検討する。	総務省	令和2年(2020年)調査の企画時期までに結論を得る。	・ 令和元年度(2019年度)においては、広報効果をより高めるため、訴求対象及び訴求内容についての検証を行った。令和2年度(2020年度)では、検証結果を踏まえ、若年層を対象とした広報媒体を活用の上、調査の周知及びオンライン調査への誘導を図るための効果的な広報を実施した。 オンライン調査の利用促進方策に当たっては、平成27年(2015年)調査時に地方公共団体で実施されたオンライン推進のための取組事例を収集し、全ての地方公共団体と共有することで、地域の創意工夫を活かした取組の実施を支援した。 地方公共団体の事務の負担軽減方策に当たっては、平成27年(2015年)調査から行っている、民間事業者等に郵送提出された調査票の一括処理の迅速化を図るなど、負担軽減方策の更なる拡充を行った。
64	64	◎ 国勢調査の広報について、開始から100年を経過する令和2年(2020年)調査を契機に一層の充実を図り、オンライン回答率の向上等に対する理解増進に努める。	総務省	令和元年度(2019年度)から実施する。	・ 国勢調査の広報については、国勢調査100年に関する取組の一環として、100年記念ロゴマーク、広報用パンフレット「国勢調査100年のあゆみ」等を作成し、国勢調査の重要性・歴史的価値を伝え、調査への関心を高めるとともに、オンライン回答への理解を求めていく取組を実施した。また、マンション関係団体及び高齢者福祉施設関係団体に対する協力依頼を令和元年(2019年)から開始し、より一層の調査の正確かつ円滑な実施を図った。

## 通番

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和3年度(2021年度)末時点の検討状況又は進捗状況
65	◎ 国民生活基礎調査の非標本誤差の縮小に向けた更なる取組として、本調査及び国勢調査の調査対象世帯に係る属性等の比較・検証に加え、本調査結果及び国勢調査結果の乖離縮小に向けた検討や、回収率向上方策の検討を推進する。	厚生労働省	令和元年(2019年)調査の企画時期までに結論を得る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非標本誤差の縮小に向けた更なる取組として、「厚生労働統計の整備に関する検討会」の下で「国民生活基礎調査の改善に関するワーキンググループ(以下「WG」とする。)」を設置し、結果精度向上に向けた推計方法の見直しの検討を行った。「世帯票」、「健康票」及び「介護票」については、現行の推計方法に変えて新たな推計方法を採用することについて、検討の余地があるとされたが、「所得票」及び「貯蓄票」については、現行の推計方法を変えてまで新たな推計方法を採用すべきという積極的な根拠を得られなかった。</li> <li>統計委員会諮問第152号の答申(令和3年(2021年)7月30日統計委第14号。以下「答申」とする。)では、捕捉率の低い若年単身世帯等の回収率の向上が本調査の大きな課題であり、新型コロナウイルス感染症の流行に伴って令和2年(2020年)調査が中止された経緯も踏まえ、この取組の必要性が一層高まっていることから、以下の取組を継続実施するとともに、その効果の検証等を行うことが必要とされた。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 郵送要件の緩和検討 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、令和3年(2021年)調査において、郵送回収の要件緩和の効果検証を行い、令和5年(2023年)調査に向けて郵送回収の要件緩和を検討</li> <li>② オンライン調査の導入 令和4年(2022年)調査において一部の都道府県にオンライン調査を導入し、課題等の整理を行いつつ、令和5年(2023年)調査において全面的な導入</li> <li>③ コールセンターの設置 令和3年(2021年)調査から、調査対象者や調査員からの照会についてコールセンターを設置</li> </ul> </li> </ul>
66	◎ 国民生活基礎調査における調査単位区の設定に係る準備調査等の在り方等について、調査業務全般の効率化や調査方法の改善を図る観点から検討する。	厚生労働省	令和元年(2019年)調査の企画時期までに結論を得る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査業務の効率化を図る観点から以下の対策を講じ、②及び③については、答申において、これらの取組の効果検証等を行うこととされた。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 実務説明動画DVDの作成 調査員の実務に関する動画DVDを作成し、保健所等に配布を行った。保健所等において調査員を対象に開催している説明会について当該DVDを活用することが可能となり、保健所等における調査事務の効率化・負担軽減を図ることができた。</li> <li>② コールセンターの設置 4月中旬の調査準備開始から調査期間中、コールセンターを設置し、従来、保健所等が実施していた調査員や対象世帯の照会対応等をコールセンターで実施することにより、保健所等における調査事務の効率化・負担軽減を図ることができた。</li> <li>③ オンライン回収の導入 政府統計共同利用システムのオンライン調査システムを活用したオンライン回収を導入し、従来からの調査員回収と併用して調査を実施する。 オンラインによる回答はシステムによる入力チェックや保健所等に直接送信されるため、オンラインによる回答が増えれば増えるほど、保健所等における調査事務の効率化・負担軽減が図られる。</li> </ul> </li> </ul>
67	◎ 国民生活基礎調査のオンライン調査について、非標本誤差の縮小に向けた取組結果等も踏まえつつ、その導入可能性を引き続き検討する。	厚生労働省	令和元年(2019年)調査の企画終了後に実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ WGにおいて、調査系統及び調査時期との関係や現行の5種類ある調査票の再編など調査計画全体の見直しも含め検討を行った結果、現行の調査方法を基本としつつ令和4年(2022年)からオンライン調査を導入すること。ただし、5種類の調査票を用いて、年2回、保健所又は福祉事務所と異なる機関を経由して調査を実施するという本調査の特殊性を考慮すると、予見できない要素によるリスクも考えられるため、令和4年(2022年)調査は、一部の調査地区から先行的に導入することが妥当とされた。</li> <li>これを踏まえ、統計委員会等で審議を行い、答申において、「令和4年(2022年)調査から段階的に導入するオンライン調査については、①全国導入に向けた課題を整理しつつ、必要な改善を行い、令和5年(2023年)調査において、全国導入を図るとともに、②調査の実施を受けて、例えば、地域別・世帯属性別に、どのような世帯がオンライン回答を行う傾向が強いのか等、オンライン導入に伴う結果への影響を分析し、導入効果の検証を行うこと。」との課題を受けた。</li> </ul>

通番	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和3年度(2021年度)末時点の検討状況又は進捗状況
68		◎ 国民生活基礎調査における推計方法の検討状況や結果精度等について、情報提供の一層の充実を図る。	厚生労働省	平成30年度(2018年度)から実施する。	・ ホームページにおいて、「国民生活基礎調査の改善に関するワーキンググループ」における結果精度向上に向けた推計方法の見直しの検討状況として、会議資料や議事録を公開した。 また、引き続き、標本設計に関する情報として層化抽出に関する情報を、非標本誤差に関する情報として、非回答を減じるための対応、集計上の対応、誤差の説明、誤差を減じるための対応に関する情報を公開している。 さらに、令和2年度(2020年度)においては、令和元年(2019年)調査結果の世帯票について地域ブロック別及び市郡別による回収率を公開した。
69		◎ 人口動態調査の外国人が一定規模以上居住する市区町村における市区町村別の外国人集計について、集計可能性を検討する。	厚生労働省	可能な限り早期に結論を得る。	・ 「外国人が一定規模以上居住する」の基準、秘匿措置の範囲等を検討したところであるが、市区町村別になると客体数が少なく、数値のない表が多くなってしまうため、都道府県別や市別に表章することに加え、各事象の発生件数について市区町村別に表章する見直し案を作成した。あわせて、様々な方面から幅広い意見を聴取するため、令和2年(2020年)1月8日から2月10日までの約1か月間、厚生労働省ホームページにおいて見直し案について意見募集を行った。いただいた意見を踏まえ調査計画に反映し、令和3年(2021年)1月26日(火)付け総務大臣の承認を得て、令和2年(2020年)人口動態統計(確定数)から適用している(令和3年(2021年)9月10日公表済)。
70		◎ 人口動態統計における調査票情報の提供について、テキスト形式による提供を開始する。	厚生労働省	平成30年(2018年)調査から実施する。	・ 紙の調査票で報告された場合はパンチ入力によりテキスト化しており、平成30年(2018年)データからテキスト形式による提供を開始している。
71		◎ 人口動態調査について、作成事務の更なる効率化に向けたオンライン報告システムの機能追加・改修に引き続き取り組む。	厚生労働省	令和元年度(2019年度)中に実施する。	・ 令和元年度(2019年度)は、オンライン報告システムの利便性向上及びセキュリティ強化を図るため、次の取組を実施した。 ① J A V A ( J R E ) インストールを必要としない簡易な起動プログラムを実装した。 ② 操作方法、障害発生時に必要となる情報を入手しやすいようにオンライン報告システム専用ホームページの構成を見直した。 令和2年度(2020年度)は、作成事務の更なる効率化を図るため、調査票の送信漏れ防止等の改修を行った。
72	(2) 教育や就業等の実態をより的確に捉える統計の整備	◎ 学校基本調査の幼保連携型認定こども園における非常勤職員の把握について、厚生労働省の協力を得て、社会福祉施設等調査の調査結果を活用した統計を作成・提供するとともに、それに伴う把握時期等の留意事項も併せて提供する。	文部科学省	平成30年度(2018年度)調査から実施する。	・ 平成30年度(2018年度)調査から社会福祉施設等調査の調査結果を活用した統計を作成・提供、把握時期等の留意事項を提供開始。
73		◎ 学校基本調査の休職等教員数における休職等理由区分の結核を削除する。	文部科学省	平成30年度(2018年度)調査から実施する。	・ 平成30年度(2018年度)調査から休職等理由区分の結核を削除。
74		◎ 学校基本調査の休職等教員数における休職等理由区分に介護休業の追加等の見直しを実施する。	文部科学省	令和元年度(2019年度)調査から実施する。	・ 幼稚園票及び幼保連携型認定こども園票について、令和元年度(2019年度)調査から実施。小学校については令和2年度(2020年度)調査から実施。 残りの調査票についても令和3年度(2021年度)調査から実施し、すべての学校種について対応が完了した。
75		◎ 学校基本調査における中学校卒業者の就業状況について、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」との整合性にも留意した上で、雇用契約期間(無期・有期)別に把握する。	文部科学省	平成30年度(2018年度)調査から実施する。	・ 平成30年度(2018年度)調査から雇用契約期間別に把握を開始。
76		◎ 学校基本調査における中学校以外の学校種の就業状況について、順次調査項目を見直し、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」との整合性・学校種間の一体性を確保する。	文部科学省	令和元年度(2019年度)調査から順次実施し、遅くとも令和2年度(2020年度)調査までに実施する。	・ 令和2年度(2020年度)調査から「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」との整合性・学校種間の一体性を確保した統計を提供。

## 通番

	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和3年度(2021年度)末時点の検討状況又は進捗状況
77		◎ 学校基本調査における幼保連携型認定こども園に係る調査事項について、厚生労働省が実施している社会福祉施設等調査との重複是正を検討する。	文部科学省	遅くとも令和2年度(2020年度)調査の企画時期までに結論を得る。	・ 調査項目の重複が確認された職種別従事者数については、学校基本調査の調査項目を維持し、社会福祉施設等調査の調査項目を削除するという方針で厚生労働省と合意し、調査項目の重複が解消した。
78		◎ 学校基本調査の調査統計システムについては、次期システム更新に向けて、調査項目の追加等があった場合に柔軟に改修可能なシステムへの変更を検討する。	文部科学省	平成30年度(2018年度)から実施する。	・ 平成30年度(2018年度)は、要件定義に向けた事前調査を実施するとともに、令和元年度(2019年度)予算案において関連経費を計上。今後、段階的に作業を進め令和3年度(2021年度)までに改修を完了し、令和4年度(2022年度)調査から新システムへ移行予定。
79		○ 21世紀出生児縦断調査(平成13年出生児)について、学校教育や奨学金等の施策ニーズを踏まえた調査事項を検討するとともに、報告者規模の維持、代表性の検証、回答精度の向上等に努める。	文部科学省、厚生労働省	平成30年度(2018年度)から実施する。	・ (施策ニーズを踏まえた調査事項) 調査項目検討の際、省内に調査を希望する項目を照会するとともに、令和2年(2020年)4月より施行された高等教育修学支援新制度の効果をより詳細に測るべく奨学金受給状況に関する問を充実させた。また、短大や専修学校の多くが卒業し、就業者となることから、将来的な学歴と生涯賃金の分析等に資するべく、最終学歴や中退歴等を尋ねる問を追加した。  (報告者規模の維持) 調査対象者の大部分が進学や就職によって親元を離れる場合が多くなること等から、回答機会の確保を目的として、昨年度に引き続きオンライン調査と郵送調査を併用実施した。また、特に親元を離れた対象者の住所を確実に把握するため、複数回に亘り、住所変更に係る注意喚起を行うことに加え、未回答者に対して一定期間経過後に調査票の再送を行い、脱落率の低減を図るとともに、調査票の末尾に引越し予定を尋ねる項目を設けた。なお、これまでの調査の回収率は8割以上を維持している。  (代表性の検証) 前年度実施の委託研究の結果を基にした検証結果を総務省に報告済である。具体的には、脱落の程度や属性傾向について「脱落サンプルと残存サンプルの比較分析」という形で毎回の公表の際に情報提供すること及び実査の際には調査期限後一定期間において再度調査票を送付する等の報告者規模の維持を継続する等の結論を得た。  (回答精度の向上) 前回に引き続き、オンライン調査においては回答しやすい画面設計とすること及び記入誤りを行わないよう和暦と西暦の併記を行っている。また、金額を回答する質問については、桁誤りを防止するよう、位取りを表記した。
80		◎ 学校保健統計調査について、報告者の負担抑制や政策ニーズとユーザーニーズにも配慮しつつ、調査方法、標本設計や統計作成の対象とする調査項目を改善するとともに、基礎データの収集・保管等を含めた調査計画の積極的な改善を図るため、教育・医学関係の有識者や調査関係者等から構成される研究会を立ち上げ、現場の意見を反映した検討を実施し、本調査の改善を実現する。	文部科学省	可能な限り早期に実施する。	・ 令和元年度(2019年度)中に委託事業「学校保健統計の改善に関する調査研究」において有識者による研究会を開催し、指摘事項について検討を行った。 研究会において対応することが望ましいと整理された調査方法のうち、身長・体重の転記方法及び回答期限の見直しについては、令和4年度(2022年度)調査より対応予定。
81		◎ 社会教育調査における関係主体ごとの収入・費用構造の把握について、地方公共団体における財務書類等の整備状況の進展を踏まえ、実施可能性を検討する。	文部科学省	令和3年度(2021年度)調査の企画時期までに結論を得る。	・ 令和2年度(2020年度)中に委託事業「社会教育調査の改善に資する調査研究」において有識者による研究会を開催し、指摘事項について検討を行った。 研究会において、社会教育施設における関係主体ごとの収入・費用構造の把握については、すでに地方教育費調査において、一定程度の収支を把握しているところであり、これを超えてさらにレベルの細かい項目別の収入・費用について把握しようとするについては、統計調査として詳細を一律に定義して的確に把握することは困難であること、また、現状把握している以上に細かな項目について調査することについては、調査客体に新たな負担を課す一方で、それを超えて把握する政策上の必要性は、現段階において国及び地方において見出されないことから、社会教育調査において関係主体ごとの収入・費用構造に関する調査項目を追加して実施することについては、現段階では適当とは言えないとの結論を得た。

通番

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和3年度(2021年度)末時点の検討状況又は進捗状況
82	◎ 社会教育調査における社会教育施設の利用者側の状況を把握する調査項目の追加について、調査負担に対する社会教育関係者の理解を得るよう努めるとともに、検討を促進する。	文部科学省	令和3年度(2021年度)調査の企画時期までに結論を得る。	・ 令和2年度(2020年度)中に委託事業「社会教育調査の改善に資する調査研究」において有識者による研究会を開催し、指摘事項について検討を行った。 研究会において、社会教育施設の利用者側の状況の把握については、すでに社会教育調査で男女別の学級・講座の学級生数や受講者数を把握しているところであり、現状把握している以上に細かな属性について社会教育調査を通じて調査することについては、調査客体に新たな負担を課すこととなる一方で、それを超えて把握する政策上の必要性は、現段階において国及び地方において見出されないことから、社会教育調査において社会教育施設の利用者側の状況の把握に関する調査項目を追加して実施することについては、現段階では適当とは言えないとの結論を得た。
83	○ 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査について、更なる客観性及び比較可能性の向上を目指し、引き続き調査の改善に取り組む。	文部科学省	平成30年度(2018年度)から実施する。	・ 平成29年度(2017年度)調査(平成30年度(2018年度)実施)、平成30年度(2018年度)調査(令和元年度(2019年度)実施)、令和元年度(2019年度)調査(令和2年度(2020年度)実施)、令和2年度(2020年度)調査(令和3年度(2021年度)実施)において、客観性及び比較可能性の担保のため、調査票における注記や調査依頼に添付する「回答に当たっての留意事項」の記載の改善を継続的に行っている。
84	(3)働き方の変化等をより的確に捉える統計の整備 ◎ 労働力調査の「従業上の地位」に係る選択肢の変更前後に生じる差異等に関する情報について、ウェブサイト等における提供の充実を図る。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。	・ 平成30年(2018年)1月調査分から雇用契約期間別に詳細把握するよう変更した「従業上の地位」について、変更前後で単純に時系列比較することができない旨、調査結果を用いて解説した資料を統計局ホームページに掲載した。
85	◎ 労働力調査の未活用労働に関する各指標に関する情報について、国際比較の観点にも留意し、諸外国の状況と比較・分析した情報と合わせて、ウェブサイト等において提供する。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。	・ 平成30年(2018年)1～3月期平均の公表から、未活用労働の概念などを解説した資料や各指標の国際比較を行った資料を提供した。 未活用労働指標について、日本の雇用の特徴と欧州4か国の状況を比較した資料を統計局ホームページに掲載した。
86	◎ 労働力調査及び毎月勤労統計調査について、両調査の調査方法や調査事項の相違点を整理した上で、集計表における労働者区分や用語の対応関係等を両調査のウェブサイト等において明確にするとともに、利用者の利便性向上に向け、両統計の活用に関する有用性の高い情報の提供等に関して具体的な方策を検討し、情報提供の充実を努める。	総務省、厚生労働省	平成30年度(2018年度)から実施する。	・ 労働力調査と毎月勤労統計調査の調査方法や調査事項、労働者区分の対応関係等を比較した資料を、統計局ホームページに掲載した。【総務省】 ・ 平成30年度(2018年度)に毎月勤労統計調査のウェブサイトにおいて、両調査の調査方法や調査事項の相違点、就業者・常用労働者などの用語の定義の対応関係を整理し掲載した。また、両調査の労働時間の算出方法や比較を行う際の留意点を掲載した。【厚生労働省】
87	◎ 就業構造基本調査について、平成29年(2017年)調査の検証結果も踏まえ、就業に与える育児・介護の影響をより的確に把握するための調査事項の在り方を検討する。	総務省	令和4年(2022年)調査の企画時期までに結論を得る。	・ 令和4年(2022年)調査において、就業に与える育児・介護の影響をより的確に把握するため、育児休業や介護休業などの制度の利用状況を把握する調査事項の選択肢のうち「その他」から「フレックス・時差出勤」を分割する見直しを行った。
88	◎ 就業構造基本調査について、平成29年(2017年)調査におけるオンライン調査拡大による効果等を検証した上で、更なるオンライン調査の促進に向けて検討する。	総務省	令和4年(2022年)調査の企画時期までに結論を得る。	・ 平成29年(2017年)調査におけるオンライン回答の状況を踏まえ、令和4年(2022年)調査において、以下の取組により、オンライン調査の更なる促進を図ることとした。 ①オンラインによる回答を促進するためのリーフレットを新たに作成し、これを効果的な時期に配布すること ②レスポンスデザイン(報告者が使用するデバイス(パソコン、スマートフォン等)の種類にかかわらず、最適化されたレイアウトで画面を表示する機能)による電子調査票を開発すること
89	◎ 賃金構造基本統計について、毎月勤労統計との比較に関する技術的な検討や、その検討結果を踏まえた試算及び非回答の事業所の偏りによる非標本誤差の分析等を実施し、統計利用者に本調査の特徴を含めた情報を提供する。	厚生労働省	平成30年度(2018年度)から実施する。	・ 毎月勤労統計調査との比較では、総務省による令和2年度(2020年度)委託研究において同一事業所の個票を用いた比較の方法について検討し、令和3年(2021年)3月の統計委員会企画部会にてその結果が報告された。結果は総務省ホームページで公表されている。 また、非回答の事業所に関する対応として、賃金構造基本統計調査の改善に関するワーキンググループにおける検討及び統計委員会での審議を踏まえ、令和2年(2020年)調査から、母集団となる事業所数に対して有効回答事業所数の割合の逆数を乗じる推計方法に変更した。

通番

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和3年度(2021年度)末時点の検討状況又は進捗状況
90	◎ 賃金構造基本統計調査における匿名データの提供について、政府全体での検討状況も踏まえ、匿名データ化の手法が確立している世帯調査の手法を準用できる可能性のある個人票の提供を優先的に検討する。	厚生労働省	平成30年度(2018年度)から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本課題については、統計委員会企画部会において、「事業所票の匿名データ化についてはこれまで前例がなく、課題が多いとともに、事業所を対象とする他の統計調査とも共通の横断的な課題も想定され、丁寧かつ慎重に検討すべきである。このため、事業所のデータに係る匿名化等については、調査票情報の利用制度において必要な分析に応じられるよう、総務省統計研究研修所の支援を受けつつ、統計委員会において一定の結論を得ることとする。厚生労働省においては、この検討に積極的に参画するとともに、その結論が得られた後、改めて本調査における匿名データの作成・提供について検討することが望まれる。」とされた。現在、賃金構造基本統計調査の匿名データの作成について、統計委員会の答申を受け、今後匿名データを作成・提供予定である。</li> </ul>
91	◎ 賃金構造基本統計調査について、調査の効率化に向けた調査方法の見直し及び公表の更なる早期化、回収率の向上策、調査対象職種の見直しや学歴区分「大学・大学院卒」、「高専・短大卒」の細分化について、試験調査の実施等により見直しの影響を検証しつつ検討する。また、回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更や、オンライン調査導入に合わせ、抽出された事業所内の全労働者を調査することについての検討を進める。	厚生労働省	令和2年(2020年)調査の企画時期までに結論を得る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 調査の効率化に向けた調査方法の見直し及び公表の更なる早期化 令和2年(2020年)調査からは、郵送調査を基本としつつ、政府統計共同利用システムを利用したオンライン調査を実施するとともに、事業所単位での電子媒体による調査票の提出を可能とした。また、審査業務等の一部民間委託や従来の事業所票と個人票の統合により、調査業務の効率化を図ったところ。 令和2年(2020年)調査の公表時期は、上記の変更を行った初年度であったため早期化できなかったが、上記の取り組み等を更に推進することにより、1か月程度の公表の早期化に向けて引き続き取り組んでいく。</li> <li>② 調査対象職種の見直し、学歴区分の細分化について 令和2年(2020年)調査から、日本標準職業分類と整合性のある職種区分に変更するとともに、学歴区分の選択肢について、「大学・大学院」を「大学」及び「大学院」に、「高専・短大」を「高専・短大」及び「専門学校」に細分化するよう変更した。</li> <li>③ 回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更 令和2年(2020年)調査からは、母集団となる事業所数に対して有効回答事業所数の割合の逆数を乗じる推計方法に変更を行った。また、過去の調査結果との接続性の観点から、平成18年(2006年)まで遡り、新たな推計方法による結果を厚生労働省ホームページに公表した。</li> <li>④ 抽出された事業所内の全労働者を調査することについて 令和2年(2020年)調査から、報告者が希望する場合に、労働者個人に係る調査事項に関し、事業所内の全労働者について回答できるよう変更した。</li> </ul>
92	◎ 船員労働統計調査(第一号調査)について、平成30年度(2018年度)調査から適用する標本設計の改善効果も踏まえ、事業所を単位とした標本設計の採用を含めた抜本的な見直しを検討する。	国土交通省	令和2年度(2020年度)までに結論を得る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>船員労働統計調査(第一号調査)について、令和元年(2019年)6月に実施した「船員労働統計予備調査(一般統計調査)」において把握した基礎資料を踏まえて、事業所を単位とした標本設計と船舶を単位とした標本設計との比較検証を行った結果、資本金や船員数など事業所の規模を表す指標が層化基準として不相当であると考えられること、また、船員の報酬は、船舶の用途や総トン数に依ることを確認したため、船舶を単位とした標本設計による調査を引き続き実施することが適当であるとの結論を得た。</li> </ul>
93	◎ 船員労働統計調査について、陸上労働者との比較可能性、労働市場の構造的変化や統計利活用ニーズを踏まえ、報告者の負担軽減にも配慮した行政記録情報の活用、他統計との統合や一般統計調査化を含め、基幹統計・基幹統計調査の在り方に関する抜本的な検討を早期に開始する。また、この結論を得るまでの間も、①調査対象者及び調査項目追加の実現可能性、②集計事項の充実、③既存調査項目の在り方、④調査体系の見直しなど、現行調査の改善を実施する。	国土交通省	基幹統計・基幹統計調査の在り方に関する抜本的な検討は、令和2年度(2020年度)までに結論を得る。この結論を得るまでの間も、現行調査の改善を順次実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>船員労働統計調査について、令和元年(2019年)6月に実施した「船員労働統計予備調査(一般統計調査)」において把握した基礎資料を踏まえて、調査項目の追加や既存調査項目の在り方等について検討を行い、第1号調査の「特別に支払われた報酬」について、報酬の正確な実態把握に資するため、6月に支払われた特別な報酬から「昨年1年間の賞与、期末手当等特別に支払われた報酬」へと調査計画の変更を行った。 なお、本調査については、利活用ニーズを踏まえ、令和5年度(2023年度)又は6年度(2024年度)に予定される次回の母集団調査の企画時期までに引き続き改善を検討することとした。</li> </ul>

通番	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和3年度(2021年度)末時点の検討状況又は進捗状況
115	3 グローバル化に対応した統計整備・国際協力等の推進	◎ 社会保障費用統計について、OECD基準に加え、財源の国際比較が可能となるEU(ESSPROS)基準に準拠した統計の作成について、EU統計局及び関係府省の協力を得て検討し、提供を開始する。	厚生労働省	令和4年度(2022年度)までに実施する。	・ EU(ESSPROS)基準に準拠した単年度(平成30年度(2018年度))の試行集計を行い、集計方法等について有識者の意見を聴取して検討を進めた。
116		◎ 社会保障費用統計について、国際基準に準拠した地方公共団体の社会保障支出の総合的な把握に向け、社会保障関係費用に関する調査結果の活用や、単価に基づく推計等を検討し、改善を図る。	厚生労働省	令和4年度(2022年度)までに実施する。	・ 地方単独事業のうち主要な事業は総務省から提供を受けた「社会保障施策に要する経費に関する調査」の活用により決算値の計上が可能となった。地方単独事業として実施される公営住宅家賃対策補助、災害救助費、救急業務費、学校保健等については、上記調査において把握されないために未計上又は決算値ではない地方交付税の単位費用に基づく推計値を使用している。これらについては、引き続き、総務省へのヒアリングを行うなど情報収集・検討を進める。